

旭川市博物館展示用照明ＬＥＤ化業務仕様書

1 件名 旭川市博物館展示用照明ＬＥＤ化業務

2 目的

旭川市博物館の常設展示室及び特別展示室内に取付けている展示用照明をＬＥＤ化することで、市民サービスの向上、温室効果ガス排出量の削減に加え、施設消費電力の抑制及び維持管理費の削減を図る。

3 履行場所

旭川市博物館 常設展示室（１階・地階）及び特別展示室
（旭川市神楽３条７丁目 旭川市大雪クリスタルホール内）

4 履行期間

令和８年９月１４日から令和９年３月３１日まで

なお、一定期間（連続で概ね１０日間以上）に渡り展示室内に観覧者が立入らない状況（室内の作業箇所への立入のみ部分的に制限することで足りる場合を除く。）を必要とする作業については、原則として次の期間内に作業日を設定して行うこととするが、双方の協議により他の期間での実施を認めることができるものとする。

- ・常設展示室 令和８年１２月２７日から令和９年１月２７日までの期間
- ・特別展示室 令和８年９月１４日から令和９年２月１０日までの期間

5 業務内容

本仕様書、関係法令及び担当職員の指示に従い次の業務を完了し、検査員の検査を受け、引渡しを行う。

- （１）常設展示室（１階・地階）及び特別展示室内に取付けている展示用照明器具、並びに当該器具の設置に必要な付属品及び機器一式の更新（ＬＥＤ化。更新により不要となった既設器具など廃棄物の処分を含む。）
- （２）常設展示室（１階・地階）及び特別展示室内の展示ケースに備えている調光設備について、（１）により更新したＬＥＤ照明への対応。

6 作業仕様

- （１）契約締結後速やかに施工計画（業務工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、委託者に提出すること。
- （２）検査を含む全ての作業について、委託者と協議の上、作業日時を調整すること。
- （３）資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等について、事前に委託者と調整すること。
- （４）本業務に伴い必要となる関係法令に基づく諸手続は、遅滞なく行い、事後速やかに委託者に書面をもって報告すること。
- （５）作業に当たっての安全管理については、委託者と打合せを行い、受託者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。
- （６）作業中に事故が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、事故発生報告書

を提出すること。

- (7) 現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。
- (8) 照明器具の交換箇所及び交換後の照明器具の種類及びメーカー、型式、姿図等について記載した施工計画図を作成すること。
- (9) 照明器具等は、現場搬入前に所定の性能に調整した後、検査・測定を行うこと。その検査・測定結果報告書は、委託者に提出すること。
- (10) 原則、器具交換での更新とする。ただし、取付けるLED照明器具が調達できないなど、器具交換での対応が難しい場合は、委託者と協議の上、ランプ交換での対応を可とする。
- (11) ランプ交換による場合、既設器具内の電機部品（ソケット、端子台、配線等）は仕様、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。また、作業に当たっては、(一社)日本照明工業会「直管LEDランプに交換する際のご注意」を参照すること。
- (12) 原則、活線作業は行わないようにするため、停電時、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に委託者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (13) 作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを確認すること。
- (14) 耐震は、国土交通省仕様による官庁施設の総合耐震計画に準拠すること。
- (15) 作業に使用する雑材は全て新品とすること。
- (16) 作業において発生する軽微な工事、補修、養生、清掃等については、本契約の作業範囲として実施すること（例：一時的な点検口の設置及び修復等）。
- (17) 照明器具等の落下防止や粉塵等の飛散による施設及び展示物の汚染を防ぐ養生等について十分に注意すること。
- (18) 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、漏電対策を備えた電源供給用のコードリールを使用するなど、施設運営に対して影響を及ぼさないよう必要な措置を講じること。
- (19) 既設の照明器具等の撤去による発生材は、関係法令に基づき適切に処分すること。
- (20) 照明器具の安定器は、型式等の確認によるPCBの含有の調査を行い、その結果を書面により委託者へ報告すること。PCBを含む安定器があった場合の取扱いについては、委託者と協議すること。
- (21) 照明器具等取付け後、次の調整基準に従い調整を行い、その結果を委託者に報告し、承諾を得ること。

調整基準

ア 正常動作の確認

- ・制御部での点灯

- (22) 照明器具等取付け調整後、次の測定を行い、測定結果報告書を委託者に提出すること。

ア 絶縁測定

イ その他委託者の指示する測定

- (23) 更新が完了したLED照明器具から使用を試行することとし、業務完了日までに通常使用の範囲内で障害が発生した場合は、受託者はその復旧をすること。
- (24) 照明器具の照度は、JISZ9110 が推奨している照度範囲を参考にするものとし、取付け後、照度について速やかに校正証明書のある照度計によって照度実測を行い、性能を確認すること。

(25) 業務完了後、完了届とともに次の書類を委託者に提出すること。

- ア 完成図及び施工図
- イ 工程写真
- ウ 業務完成写真
- エ 機器及び設備運用取扱い説明書
- オ 保証書
- カ 機器及び設備の検査・測定結果報告書
- キ その他委託者の指示する書類

(26) 業務完了引渡し後、博物館職員に対して機器の取扱操作方法、その他説明を必要とする場合は、委託者と協議の上、専門技術者により説明を行うこと。

(27) 作業仕様に記載されていない事項は、経済産業省「電気設備技術基準」の解釈及び国土交通省「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）によること。

(28) 履行期間において生じた軽微な変更事項（本仕様書に記載されている目的、機能、性能と著しく異なるものを除く。）に関する費用は、受託者の負担とする。

7 機器仕様

照明器具は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）、並びに日本産業規格（JIS）、日本照明工業会光源及び器具類共通規格（JLMA）、日本照明工業会光源規格（JEL）、日本照明工業会ガイドに規定された規格を満たした製品であること。

また、照明器具は品質を保証するため、「ISO14001」及び「ISO9001」を取得している日本国内メーカー製とし、未使用品であること。ただし、海外製品はメーカー保証するものに限る。

(1) 性能共通仕様

- ア 演色性、色温度、照射角度、全光束は既設照明と同等を基本とすること。
- イ 定格寿命は40,000時間以上のものとする（光束維持率70%以上）。
- ウ 既設照明器具が調光設備を備えている場合は、既設のものと同様に調光ができるようにすること。
- エ LEDの光源による不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。
- オ 照明器具及び付属品等の選定に当たっては、原状の展示の意匠性・雰囲気を損なわないよう留意するとともに、更新後の日常的な維持管理は博物館職員が行うことを想定した上で製品選定を行うこと。

(2) 更新箇所、原状、数量、更新方法等

別表及び別図のとおり。

(添付資料)

- ・別表「旭川市博物館 更新対象展示用照明器具・数量等」

別表中の更新灯（台）数については、原状と同等の照度が確保されるのであれば数量の増減が生じてよいものとする。ただし、事前に委託者の承諾を得た上で納品・取付を行うこと。

- ・別図①～⑤

別図については、各展示室の施工時（平成5年）又は常設展示（1階部分）の更

新時（平成２０年）における計画段階の図面を転用し、本業務で更新対象とする照明器具のおおよその設置場所を書き込んだ参考資料であるため、基にしている図面上には本業務の更新対象ではない照明の情報も記載されていることに留意して参照すること。

8 補償及び保証

- （１）補償 本業務用資材、機器等の盗難、紛失、消失及び本業務が原因となり発生する損壊、事故等の修復に要する一切の費用等は、受託者の負担とする。
- （２）保証 本業務の無償保証期間は、引渡し後、満１年とする。ただし、機器の不良及び取扱いの不備についてはこの限りではない。
- （３）経年点検調整 引渡し後１２か月目に各機器の動作点検及び調整を行い、報告書を提出するものとする。

9 再委託等の禁止

- （１）この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。
- （２）この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して決定する。